

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和7年度 第1回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和7年6月24日(火) 13時30分から14時30分まで
3. 開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
4. 出席者氏名	委員 大井 隆弘(会長)、北 勇人(会長代理)、倉田 巖圓 松本 裕子、山口 高慶、太田 寿弘、福島 ひろみ 事務局 建設部長 松本 尚久 建築開発課 参事 水越 敏 指導防災係長 北村 みさき 指導防災係主任 中島 侑也 審査係主任 澁谷 和彦
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担 当	松阪市建設部建築開発課 担当者 澁谷 電 話 0598-53-4071 F a x 0598-26-9118 e-mail kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

○報告事項 建築審査会包括同意による許可案件について

議事録 別紙

令和7年度 第1回 松阪市建築審査会 議事録

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度 第1回 松阪市建築審査会を開催します。

本審査会の成立について、本審査会は、松阪市建築審査会条例第4条により「委員の2分の1以上の出席」を成立要件としております。本日は、全委員7名のうち、7名全員の出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立していることをご報告させていただきます。

また、公開・非公開について、本審査会は、松阪市が定める「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」に基づき、公開とさせていただきます。

このあとの議事進行につきましては、本審査会条例第4条により、「会長は、会議の議長となる」とされておりますので、大井会長に進行をお願いいたします。

○ 建築審査会包括同意による許可案件について

(会長) 建築審査会包括同意による許可案件について、事務局から報告をお願いします。

なお、本件は「建築審査会包括同意基準」に基づき、すでに許可された案件について、報告を受けるものです。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会長) ただ今の報告について、何かご不明な点はございませんか。

(委員) 11番の法定外公共物占用許可の取得箇所とはどういう意味か。

(事務局) 水路があり、水路の占用に対する許可を取得しているということです。水路占用許可を取得して空地と接しているということです。

(委員) 開口幅とはどういう意味か。

(事務局) 開口幅とは、空地と申請敷地が接している寸法のことです。

(委員) 空地が私道の場合の後退用地について、公衆用道路での登記を条件としているが、通行権の権利まで確保しているのか。

(事務局) 通行権の権利まで確保しているわけではないが、許可申請時点には、空地部分の通行について、関係権利者から支障がないという承諾書の提出

を求めています。

(会 長) その他、ご不明な点はありませんか。

(委 員) (なし)

(会 長) 「建築審査会包括同意による許可案件について」はこれで終了いたします。

(事務局) 令和7年度 第1回 松阪市建築審査会を終了します。